

議案第 6 6 号

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 南丹市福祉医療費の支給に関する条例（平成18年南丹市条例第141号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(審査、支払事務の委託) 第11条 市長は、第5条第1項の規定により、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を <u>社会保険診療報酬支払基金</u> _____及び国民健康保険団体連合会その他医療保険各法に規定する療養の給付に関する費用の審査及び支払を取り扱う機関に委託することができる。	(審査、支払事務の委託) 第11条 市長は、第5条第1項の規定により、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 及び国民健康保険団体連合会その他医療保険各法に規定する療養の給付に関する費用の審査及び支払を取り扱う機関に委託することができる。

備考 改正部分は、下線部分である。

(南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 南丹市老人医療費の支給に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（審査、支払事務の委託） 第11条 市長は、第5条第1項の規定により医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び国民健康保険団体連合会その他医療保険各法に規定する療養の給付に関する費用の審査及び支払を取り扱う機関に委託することができる。	（審査、支払事務の委託） 第11条 市長は、第5条第1項の規定により医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び国民健康保険団体連合会その他医療保険各法に規定する療養の給付に関する費用の審査及び支払を取り扱う機関に委託することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。